

保育料の納付について

◎保育料は、口座振替（引き落とし）による納付が原則です

・町立保育所、認可保育園の保育料の口座振替の登録は、随時役場福祉課の窓口において受け付けております（小規模保育園、認定こども園の保育料は各施設にご確認ください）。

◎保育料の納付期限・口座振替の日程

① 振替日：口座から保育料が引き落とされる日（毎月28日（28日が土・日・祝日の場合は翌日））

振替日の前日までに保育料振替に登録された口座へ保育料を入金しておいてください。

この日に残高不足で振替ができなかった場合は、下記②の再振替日：翌月14日（14日が土・日・祝日の場合は翌日※）に再振替。この場合、対象となる方へ再振替のお知らせを送付いたします。

※長期休日等がある場合は、振替日が大幅に変更になりますので、必ず下記日程で確認してください

② 再振替日：①で口座から保育料が振替（引き落とし）されなかった場合のみ

再振替日の前日までに保育料振替に登録された口座へ保育料を入金しておいてください。

この日に残高不足で振替ができなかった場合は、督促納付書を送付いたしますので、この督促納付書で保育料を納付してください。

※保育料の滞納がある場合、預金や給与等の財産差押処分の対象となりますので、必ず納期限内の納付をお願いします。

督促納付書の納期限は督促の期限であり、下記納期限が延長されるものではありません。下記納期限が過ぎたものは滞納扱いとなります。

令和8年度 保育料口座振替日程

保育料発生年月	納期限	①振替(口座引き落とし)日	②再振替日	督促納付書の発行
令和8年 4月分	令和8年 4月 30日(木)	令和8年 4月 28日(火)	令和8年 5月 14日(木)	
令和8年 5月分	令和8年 6月 1日(月)	令和8年 5月 28日(木)	令和8年 6月 15日(月)	
令和8年 6月分	令和8年 6月 30日(火)	令和8年 6月 29日(月)	令和8年 7月 14日(火)	
令和8年 7月分	令和8年 7月 31日(金)	令和8年 7月 28日(火)	令和8年 8月 14日(金)	
令和8年 8月分	令和8年 8月 31日(月)	令和8年 8月 28日(金)	令和8年 9月 14日(月)	
令和8年 9月分	令和8年 9月 30日(水)	令和8年 9月 28日(月)	令和8年 10月 14日(水)	
令和8年 10月分	令和8年 11月 2日(月)	令和8年 10月 28日(水)	令和8年 11月 16日(月)	
令和8年 11月分	令和8年 11月 30日(月)	令和8年 11月 30日(月)	令和8年 12月 14日(月)	
令和8年 12月分	令和9年 1月 4日(月)	令和8年 12月 28日(月)	令和9年 1月 14日(木)	
令和9年 1月分	令和9年 2月 1日(月)	令和9年 1月 28日(木)	令和9年 2月 15日(月)	
令和9年 2月分	令和9年 3月 1日(月)	令和9年 3月 1日(月)	令和9年 3月 15日(月)	
令和9年 3月分	令和9年 3月 31日(水)	令和9年 3月 29日(月)	令和9年 4月 14日(水)	